

# 税務と経営

山村税理士事務所

— 発行人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

## ヒント

### 三流礼賛

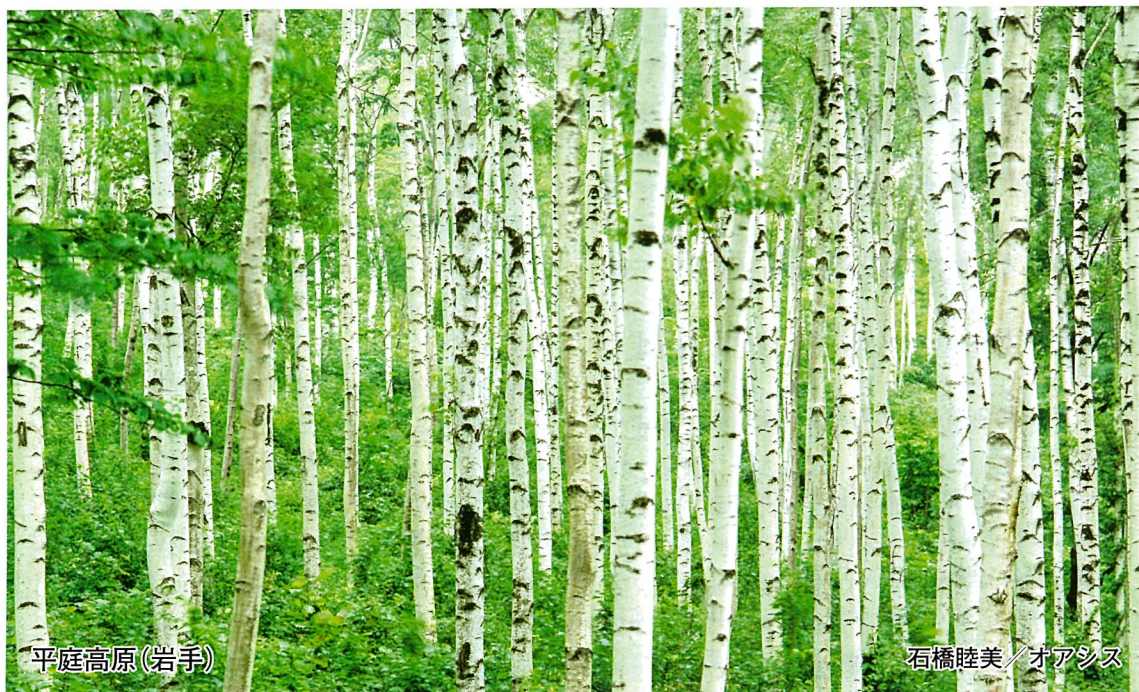
三国志で有名な曹操の孫の曹叅の時代に書かれた書「人物志」。

この書を、能楽師の安田登氏が日本経済新聞で解説しています。国家を任せ得るのはどのような人か。「一流の人に国を任せてはいけない」とあります。専門家は専門から外れた者を悪だと思う、例えば法律の専門家に任せると、法を守らない人を悪だと見做す。国家の経営はそんな単純なものではない。では、二流、ふたつの専門家はどうか、それでもまだダメ。良いのは「諸流」三流以上の人だという。三流とはいろいろなことができる人。三流は専門分野では一流に叶わないが、全体を見渡す目を持つには三流の目が必要になる。三流には三流の生き方がある。

## ヒント

## 税務 ミニガイド

国税庁の令和5年分の国外財産調書の提出状況によると総提出件数（提出期限までに提出されたもの）は13,243件、その総財産額は6兆4,897億円でした。財産の種類別総額では、有価証券が4兆905億円（63.0%）、預貯金が8,479億円（13.1%）などとなっています。



平庭高原(岩手)

石橋睦美 / オアシス



## 年収の壁に関する税制改正

### □税制改正

令和7年度税制改正は、年収103万円の壁が大きな話題となりました。少数与党下で与党の当初の税制改正法案で決着せず、修正案を含めて可決成立することとなりました。ここでは、年収の壁に関する改正事項として基礎控除、給与所得控除、特定親族特別控除についてみていくことにしましょう。

### □基礎控除の改正内容

合計所得金額2,350万円以下の場合、基礎控除額を58万円（48万円から10万円引上）としたうえで、合計所得金額655万円以下の場合、基礎控除を4段階（37万円、30万円、10万円、5万円）で上乗せする。

ただし、30万円、10万円、5万円の上乗せは、令和8年分までの時限措置とすることとされました。

### □基礎控除額

令和7年分、令和8年分の基礎控除額は次のとおりです。

- ①合計所得金額 132 万円以下 - 95 万円
- ②合計所得金額 132 万円超 336 万円以下 - 88 万円
- ③合計所得金額 336 万円超 489 万円以下 - 68 万円
- ④合計所得金額 489 万円超 655 万円以下 - 63 万円
- ⑤合計所得金額 655 万円超 2,350 万円以下 - 58 万円
- ⑥合計所得金額 2,350 万円超 2,400 万円以下 - 48 万円
- ⑦合計所得金額 2,400 万円超 2,450 万円以下 - 32 万円
- ⑧合計所得金額 2,450 万円超 2,500 万円以下 - 16 万円

### □給与所得控除の改正

給与所得控除の最低保障額を65万円（55万円から10万円引上）とすることとされました。



○明治の初めまで、日本の男は、通称と実名と二つ名前があった。明治5年、太政官布告で一つになった。大久保市蔵利通は実名の利通を、板垣退助正形は通称の退助をとった。名前と言えば、西郷隆盛の弟の従道は隆道で「リュウドウ」と言ったが薩摩訛のため係が「ジュードウ」と間違えたもの。太宰治は本名「津島修治」だが、津軽弁だと「つすますんず」となるので、「太宰治」とした。



### □同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件の改正

同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（48万円から10万円引上）とすることとされました。

### □特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（大学生年代）の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、特定親族特別控除を適用することとされました。

控除額は、合計所得金額48万円超85万円以下の場合63万円で、以下合計所得金額が増加すると逡減します。

### □年収103万円の壁

この改正により、本人の所得税負担が生じない年収の壁は103万円から160万円に引き上げられました。ただし、住民税の基礎控除は改正されていないので、住民税負担は発生することになります。

次に、子ども等の被扶養者を扶養する親等について、扶養控除が適用外となり税負担が増加する年収の壁は、103万円から一般の場合は123万円に、年齢19歳以上23歳未満（大学生年代）の場合は150万円にそれぞれ引き上げられました。

## 相続土地

### 国庫帰属制度について

法務省はこの度、令和6年度末における、相続土地国庫帰属制度の運用状況について、公表しました。相続土地国庫帰属制度は、相続人が相続又は遺贈によって土地を取得したものの、活用する予定がない等の理由で、放置した結果として、将来的に「所有者不明土地」が発生することを予防するために設立された制度です。

#### □制度の概要

相続又は遺言によって土地の所有権を取得したものの、「所有者不明土地」となることを避けるため、一定の要件を満たした場合には、国に対して一定の負担金を納付したうえで、土地の所有権を手放し、国庫に帰属させることを可能にする制度です。なお、この制度の運用を受けるためには、事前に土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局（本局）の不動産登記部門

での手続きを行ったうえで、法務大臣の承認を受ける必要があります。

#### □令和6年度の運用状況

昨年12月末段階で、この制度の申請件数は全国で3,199件、地目別では田畑の1,195件が最多で、宅地の1,135件、山林505件と続きます。

また、3,199件のうち、帰属が実際に承認された件数は、1,186件で、制度の開始から約1年半で1,000件を超えました。一方で、承認を却下されたのは51件。また、取下げ件数は500件となりました。取下げの主な要因としては、自治体や国の機関による土地の有効活用が決定したことや、農業委員会の調整等が挙げられます。

#### □まとめ

この制度は、現代社会の課題を踏まえて運用が始まった制度であり、この制度を活用することで、土地の所有権の取得後に生じる、固定資産税等の租税公課の支払いや土地管理のための時間や労力も省けて、処分のため売却等の手続きを行う必要もありません。制度適用には一定の要件がありますので、事前にご相談ください。

## ナマの税務相談室

Q Xが、死亡し（相続財産は1億円）、令和7年1月に相続が発生致しました。XはA社の社長でありA社の連帯保証人であり

ました。A社は令和5年3月に10億円の金融債務のみを残して倒産しました。解散登記しただけで清算は未了（銀行の意向で）です。Xに対し、銀行からは連帯保証の請求が生前から来ていました。相続発生後Xの相続人が、銀行との話し合いで8千万円を保証弁済し、残りの9億2千万円は支払わなくても良いとのことで話が纏まりました。

質問ですが、8千万円の保証債務は相基通14の5に該当するとして債務控除できるでしょうか。また残りの保証債務（10億円から8千万円控除後の9億2千万円）の取り扱いはどうなるのでしょうか。銀行は放棄する意向です。

A 相続税法基本通達14の3において保証債務及び連帯債務の取り扱いを定めています。

### 被相続人の 連帯債務の取り扱い

ですが、相続開始時点において確実な債務に該当するかどうかに関わらず、同項(2)の扱いによって債務控除する事になるものと考えます。

ご質問の場合、XはA社の社長として同社の債務を連帯保証していたもので、A社の社長の倒産により同社の連帯債務はXの負担となっていますので、法人の解散処理の有無に関わらず、被相続人Xの債務として相続税の課税価格の計算上、債務控除することが出来るものと考えます。

最初の質問は、相続税の申告期限までに確定している債務に該当しますので8千万円については債務控除の対象とすべきものと考えます。次の質問に関しては、9億2千万円の保証債務については銀行が債権放棄をするかどうか未定ですので連帯保証債務としては存在しますが未確定な保証債務ですので債務控除の対象にはならないものと考えます。



## 会社役員・使用人兼 務役員・みなし役員

**取**締役は、株式会社を代表します。但し、代表取締役を定めている場合には、代表取締役のみが会社を代表します。代表取締役には業務を執行する権限があり、また、会社の代表として、契約行為や裁判に関する行為をする権限があります。

**会**社法では、取締役(役員)と従業員は明確に区別されています。役員は、株主総会で選任され、会社に対する各種の責任をもちます。でも、役員でありながら、部長、課長その他法人の使用人としての職務に従事する人もいます。こういう人を「使用人兼務役員」といいます。部長、課長等ではなく、専務、常務等の呼称だったとしても、代表権・

業務執行権の無い者の場合は、呼称のみの名刺専務等と言われる、通達では、使用人兼務役員の対象から外れない、としています。

**役**員は株主総会で選ばれて委任契約を結び、雇用契約外の関係なので、本来は労災保険と雇用保険の適用がありません。但し、使用人兼務役員の場合は、①役員報酬が労働者としての賃金を上回っていないこと、②代表権・業務執行権を持っていないこと、③就業規則が適用されていること等の条件付きで労災保険・雇用保険の適用を受けられる事になっています。

**な**お、法人税法上の役員はもう少し範囲が広く、会社法上の役員でないのに役員

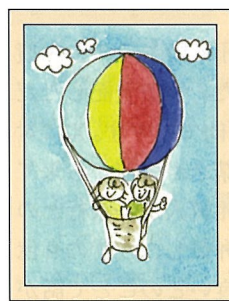
と同じく扱われる「みなし役員」という規定があります。会長や相談役等、実質的に法人の経営に従事していると認められる者と、使用人のうち次の①②③のすべてを満たす者で、法人の経営に従事している者の事です。

- ①単独で50%超の株主グループ、若しくは第3順位までの持分合計が50%超となる株主グループに属している
- ②その使用人の所属株主グループの持分割合が10%超
- ③その使用人(配偶者&同族会社株主を含む)の持分割合が5%超

**み**なし役員とされた者については次の取扱いを受ける事になります。

- ①給与は定期同額給与に該当
- ②過大な給与は損金不算入
- ③事前確定届出給与以外の賞与は損金不算入
- ④原則として労災保険・雇用保険の適用対象外

蒼穹の空、季節は夏へ。  
「七月の村はひと色だ  
みどり 小谷」  
「好奇心詰め七月の旅  
紀子」  
「七月の木の椅子に座す  
無人駅 桂子」  
「旅終へて七月の草匂ひ  
けり 和子」  
7日小暑、22日大暑。



充実の半年が過ぎました。  
後悔もあれば、反省もあり  
ます。後悔は後退、反省は  
進歩です。

面白い仕事があるわけではない。  
仕事を面白くする人間が  
いるだけなのだ。

(三木谷浩史)

### 7月の税務メモ

#### (国税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日  
15日  
31日  
〃  
〃

#### (地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。